

長久手市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、処理機とは、生ごみを単に粉碎するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少又は消滅させる機器であって、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、ディスポーザー型の機器は除く。

- (1) 耐久性があり、衛生的なものであること。
- (2) 水分等が地中に浸透しないものであること。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の対象者は、長久手市に住所を有する者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 処理機を購入し、これを生ごみの減量化又は堆肥化のために適切に使用し、かつ管理するものとする。
- (2) 処理機は、日本国内を所在地とする販売店から購入するものとする。
- (3) 処理機は、1世帯につき1基を対象とする。ただし、買替えの場合は5年以上経過し、かつ、使用不能と認められる場合に限る。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機の購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 領収書（クレジット契約等による購入の場合は、その申込書）の写し
- (2) 当該処理機の保証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請に関する手続は、購入年度の3月31日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、長久手市生ごみ処理機購入費補助金請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合においては、市長はその決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に販売店から処理機を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。